

平成 21 年度 カーボン・オフセット推進ネットワーク 事業計画

1 基本方針

本会は低炭素化に向けた国民運動として位置付けられているカーボン・オフセットの取組を推進するという前提に立ち、協働して以下の基本方針に即した活動を行う。

- (1) カーボン・オフセット等の取組に関する需要喚起と市場形成促進
- (2) カーボン・オフセット商品・サービスの開発及び信頼性向上の支援
- (3) 信頼性の高い炭素クレジットを生み出す GHG 排出削減・吸収プロジェクトの創出・活用支援
- (4) 各制度との連携やカーボン・オフセット活用拡大に向けた提言

2 事業内容

(1) 総務委員会

本会の適切な運営と 1 (1)～(3)の基本方針に基づいて実施する事業・活動を円滑に進めること、さらには 1 (4)の基本方針に基づいて実施する事業・活動を実施するため、以下のとおりの活動を実施する。

1) 設立総会の開催

本会の設立趣意書、会則、平成 21 年度事業計画、収支計画等の承認のため、平成 21 年 4 月 8 日に設立総会を開催する。

2) 年次総会の開催

会則第 10 条に基づき年次総会を開催する。

3) 理事会の開催の開催・運営

会則第 12 条に基づき理事会を開催する。

4) 総務委員会の開催・運営

総務委員会での活動を円滑に進めるため、総務委員会を開催・運営し、検討を行う。

5) 事務局の運営

会則第 14 条に基づき設置された事務局の運営を行い、必要な業務を実施する。

6) ウェブサイト作成・運営

1 (1)～(4)の基本方針に即した活動を実施するうえで必要な情報収集・情報提供のツールとするため、本会のウェブサイトを作成し、運営を行う。

7) カーボン・オフセット及び GHG 排出削減・吸収プロジェクト関連情報の収集・提供の実施

1 (1)～(4)の基本方針に即した活動を実施するうえで必要な情報収集・情報提供として、アンケートやヒアリング等を用いた情報収集、ウェブサイトやパンフ

レット等を用いた情報提供・PR 活動、国際機関や他国の機関との情報交換等を行う。

8) 会員相互の情報交換活動の実施

1 (1)～(4)の基本方針に即した活動を円滑に実施するために必要な会員相互の情報交換を行う。

9) 各制度との連携やカーボン・オフセット活用拡大に向けた提言のための研究会の開催

1 (4)の基本方針に基づき、各制度との連携やカーボン・オフセット活用拡大に向けた研究会を開催し、本会の会員による議論に基づく提言案を取りまとめる。

10) 各制度との連携やカーボン・オフセット活用拡大に向けた提言活動

2 (1) 9)で取りまとめた提言案が総会にて承認されたのち、これを関係機関に提言する。

11) 本会実施の事業・活動に関する評価・報告

本会で実施した各事業・活動内容とこの成果について取りまとめ、評価を行い、総会に報告する。

(2) カーボン・オフセット推進委員会

1 (1)、(2)、(4)に示した基本方針に基づいて実施する事業・活動を実施するため、理事会の承認のもとカーボン・オフセット推進委員会を設置し、以下の活動を実施する。

1) カーボン・オフセット推進委員会の開催

カーボン・オフセット推進委員会での活動を円滑に進めるため、カーボン・オフセット推進委員会を開催し、検討を行う。

2) カーボン・オフセット商品・サービス開発研究会の開催

1 (2)の基本方針に基づき、魅力あるカーボン・オフセット商品・サービスを開発するうえで必要な検討事項の整理、ノウハウの蓄積、商品開発者の能力向上のため、カーボン・オフセット商品・サービスの開発に関わる会員によって構成される研究会を開催する。

3) ガイドライン研究会の開催

1 (2)の基本方針に基づき、魅力あるカーボン・オフセット商品・サービスの効率的な開発や信頼性の向上等の観点から、カーボン・オフセットに係る各種ガイドラインを整理し、課題を抽出するとともに、この対応について協議する研究会を開催する。

4) カーボン・オフセットに関する情報収集、調査研究の実施

1 (1)、(2)の基本方針に基づいた事業・活動を実施するうえで必要な情報を得

るため、アンケート等を用いた必要な情報収集を行い、かつこれに対する分析等の調査研究を行う。

- 5) カーボン・オフセットに関する実務者向け手引書検討小委員会運営
 - 2 (2) 2)~4)において実施する事業・活動から得られた知見をもとに、カーボン・オフセットに関する実務者向け手引書の作成について検討を行う。
- 6) カーボン・オフセット需要喚起のための販売促進支援活動
 - 1 (1)の基本方針に基づき、消費者への需要喚起を行うため、会員のカーボン・オフセット商品・サービスの販売促進支援についての検討、パイロット事業の展開等を行う。
- 7) 会員の事例紹介を交えた有料セミナーの開催
 - 1 (2)の基本方針に基づき、商品開発者の能力向上のため、会員の事例紹介を交えた有料セミナーを開催する。
- 8) あんしんプロバイダー説明会の開催
 - 1 (2)の基本方針に基づき、信頼性の確保されたオフセット・プロバイダーの活用を促進するため、あんしんプロバイダー制度参加者の説明会を実施し、併せて交流会を開催する。
- 9) カーボン・オフセット関連制度に関する提言活動
 - 1 (4)の基本方針に基づき、2 (2) 2)~4)及び6)の事業・活動によって得られた知見のうち、カーボン・オフセットに関する制度、ガイドラインへの反映が望ましい事項についての提言案を取りまとめ、総会にて承認されたのち、これを関係機関に提言する。

(3) GHG 排出削減・吸収プロジェクト推進委員会

1 (3)、(4)に示した基本方針に基づいて実施する事業・活動を実施するため、理事会の承認のもと GHG 排出削減・吸収プロジェクト推進委員会を設置し、以下の活動を実施する。

- 1) GHG 排出削減・吸収プロジェクト推進委員会開催

GHG 排出削減・吸収プロジェクト推進委員会での活動を円滑に進めるため、GHG 排出削減・吸収プロジェクト推進委員会を開催し、検討を行う。
- 2) オフセット・クレジット (J-VER) 制度ポジティブリスト研究会の開催
 - 1 (3)の基本方針に基づき、オフセット・クレジット (J-VER) 制度におけるポジティブリスト及び方法論に優先的に追加すべき排出削減・吸収プロジェクトについての検討を行う。
- 3) オフセット・クレジット (J-VER) 制度検証機関説明会の開催
 - 1 (3)の基本方針に基づき、オフセット・クレジット (J-VER) 制度活用希望者に検証機関の説明会を実施する。

- 4) GHG 排出削減・吸収プロジェクト実施支援イベントの開催
 - 1 (3)の基本方針に基づき、GHG 排出削減・吸収プロジェクトの実施を支援する情報交流イベントを開催する。
- 5) ダブルカウント防止のための情報収集
 - 1 (3)の基本方針に基づき、オフセット・クレジット（J-VER）制度に申請された排出削減・吸収プロジェクトが他の制度に同時に申請を行っていないかの情報収集を行う。
- 6) GHG 排出削減・吸収プロジェクト関連制度に関する提言活動
 - 2 (3) 2)の事業・活動によって得られた知見のうち、オフセット・クレジット（J-VER）制度等の GHG 排出削減・吸収プロジェクトに係る各種制度や、それに関わる制度への反映が望ましい事項についての提言案を取りまとめ、総会にて承認されたのち、これを関係機関に提言する

平成 21 年度実施する事業・活動(案)

